

経営者のための法律相談Q&A その39

知らないと怖い「保証人になる」ということの意味

親しい人から「絶対に迷惑を掛けないから、保証人になってほしい」と頼まれたら、あなたは どうしますか？ 普段、お世話になって いるし断りにくい…と安易に引き受けてしまったあとで「こんなはずではなかった」ということにならないよう、「保証人になる」ということの意味を正しく知っておきましょう。

1 保証契約とは？

保証人とは、債権者との間で「保証契約」を結んだ人を指します。保証契約とは、お金を借りたり、分割払いで買い物をした人（このような人を「主債務者」といいます。）が返済または支払ができない場合、その人に代わって借りたお金を返済することを約束する契約です。保証契約の当事者は、あくまで債権者と保証人であり、主債務者は保証契約の当事者ではありません。

2 保証人の責任とは？

本来、保証人の責任は、主債務者が約束どおり返済等をしない場合に、

代わりに返済等を行うという二次的なものです。ですから、債権者がいきなり保証人に対して請求してきた場合には、先に主債務者に請求してください、とか、主債務者の財産をしっかりと調査してくださいなどというて支払いを拒むことができます。

しかし、私たちが通常「保証人」と呼んでいるもののほとんどは、「連帯保証人」を指しています。お金を借りる際等に債権者から要求されるのも、通常は単なる保証人ではなく連帯保証人です。この連帯保証人の場合、債権者に対しては、主債務者本人と同じ立場で責任を負うこととなります。ですから、債権者がいきなり請求してきたとしても、連帯保証人は支払を拒むことができません。

3 どんな場面で問題になるの？

保証契約の当事者はあくまで債権者と保証人ですから、保証人と主債務者との間の身分関係に変動があっても保証債務は影響を受けません。ですから、例えば夫婦で保証してい

た場合、離婚をしても、保証債務自体は負担し続けなければならないこととなります。

また、主債務者が自己破産した場合、保証契約は、債権者にとって、まさにこのような場合に意味をもつものですので、保証人は、主債務者に代わって残債務全額を負担しなければならなりません。

さらに、保証債務は原則として保証人が死亡しても消滅しません。これは、保証人の死亡という偶然の事情によって、債権者が不測の損害をこうむるのを防止するためです。したがって、保証債務は法定相続の割合にしたがって各相続人に引き継がれることになります。

4 トラブルの防止策

保証人になつてもらう際、主債務者から「絶対に迷惑をかけることはない。」とか、「形式的に名前だけ貸してほしい。」などと言われることがあります。このような理由で保証人になることを引き受けたとしても、そのことは債権者に対して何の言い訳にもなりません。保証人は、主債務者と同じ重い責任を負うのだということをしっかりと理解し安易に引き

受けてしまうことのないよう注意しましょう。

また、保証契約は、金銭消費貸借契約書や借用書などの文書に主債務者が自分の名前と共に連帯保証人として第三者の氏名を署名代行することがあります。この際、第三者についても実印の押印が求められることが多いのですが、親子や夫婦の場合、実印を持ち出したり、印鑑証明書を勝手に取り寄せたりすることが比較的容易であるため、知らないうちに保証人にさせられている場合があります。実印や印鑑証明書を勝手に利用されることがないように、保管には注意を払うことが必要です

（本稿担当）谷脇 裕子



弁護士法人あすか 東広島事務所

〒739-10015

東広島市西条栄町10番27号栄町ビル5階

☎ 493-17100 FAX 493-17101